

韓国における公的年金制度の現状と課題

金 明中

Current Status and Challenges of the Public Pension System in Korea

Myoung-Jung KIM

1. はじめに¹

韓国における公的年金制度は、一般被用者・自営業者などを対象とする「国民年金」や特定職業従事者のみを対象とする「特殊職域年金」に分かれている。「特殊職域年金」は、さらに、公務員を対象とする「公務員年金」、軍人を対象とする「軍人年金」、私立学校の教職員を対象とする「私立学校教職員年金」、郵便局職員を対象とする「別定郵便局職員年金」に区分することができる。一方、国民年金や特殊職域年金などの公的年金を受給していない高齢者や受給をしても所得額が一定水準以下の高齢者の所得を支援するために一般会計を財源とする「基礎年金」が2008年1月から実施されている。

社会保険方式の公的年金の中では1960年に公務員年金が最も早く導入され、その後1963年に軍人年金が公務員年金から分離され実施された。1975年に導入された私立学校教員年金は、1978年に対象者を私立学校の事務職員まで拡大し、その名称を私立学校教職員年金に変更し、今まで実施されている。1988年にはついに一般国民を対象とする国民年金制度が導入され、1992年には、郵便局の職員を対象とする別定郵便局²職員年金制度が実施された。1999年4月からは都市地域の自営業者まで国民年金の対象者になり、いわゆる国民皆年金制度の時代が到来することになった(表1)。しかしながら、失業や倒産等により保険料を未納・滞納している人が多く、年金を受け取るための最低の受給資格期間10年(特例適用、原則は25年)を満たせない人が多かった。また、当時の高齢者は年金に加入する機会すらなく、老後生活に対する準備が十分ではない人が多かった。その結果、韓国の高齢者の相当数が経済的に厳しい状況に置かれることになった。そこで、韓国政府は高齢者の基本的な所得を保証する目的で2008年に一般会計を財源とする基礎老齢年金制度を導入、2014年から「基礎年金」に名称を

変更し現在まで実施している。

実際、韓国における高齢者の経済的状況はあまりよくない。2021年における韓国の66歳以上高齢者の相対的貧困率(所得が中央値の半分を下回っている人の割合)は39.3%で、2021年のデータが利用できるOECD加盟国の中で二番目に高い水準を記録した(最も高い国はエストニアで41.3%、図1)³。韓国の高齢者貧困率が他の国と比べて高い理由としては、制度をスタートする際に対象から外れた人や年金の受給資格期間を満たしていない人がまだ多く、公的年金(国民年金、公務員年金、軍人年金、私学年金)が給付面においてまだ成熟していないことが挙げられる。2019年現在、公的年金の老齢年金の受給率⁴は約53.2%で、まだ多くの高齢者が公的年金の恩恵を受けていないことが分かる。

今後年金が給付面において成熟すると、高齢者の経済的状況は現在よりはよくなると思われるが、大きな改善を期待することは難しい。なぜならば韓国政府が年金の持続可能性を高めるために所得代替率(平均標準報酬に対するモデル年金額の割合)を引き下げる政策を実施しているからである。導入当時70%であった所得代替率は、2028年までに40%までに引き下がることが決まっている。所得代替率は40年間保険料を納め続けた被保険者を基準に設計されているので、非正規労働者の増加など雇用形態の多様化が進んでいる現状を考慮すると、実際

³ 韓国政府は、韓国の場合、住宅を保有している高齢者が多いため、OECDのように現金収入だけを基準にすると、貧困率が実際よりも高く出ると見ており、新しい指標の開発に乗り出す必要があると主張している。しかしながら、韓国保健社会研究院が高齢者世帯が保有している不動産を現金収入に換算した場合の貧困率に及ぼす影響を分析したところ、影響があまり大きくないという分析結果が出た。

⁴ 65歳以上人口の中で少しでも老齢年金を受給している人の割合、保険料ではなく一般会計を財源とする基礎年金のみの受給者、障害年金や遺族年金の受給者を除外して計算。

¹ 本稿は、金明中(2021)『韓国における社会政策のあり方』旬報社を加筆・修正したものである。

² 日本の特定郵便局に相当する。

表1 韓国における主な公的年金制度の概要

区分	導入年度	保険料率	受給資格	年金支給開始年齢	支給方式	所得代替率	支給額算定基準	管掌機関 (執行機関)
国民年金	1988	9% (職場：労使折半、地域：全額本人負担、農漁村地域は政府補助金あり)	10年以上加入	2013年61歳～ 2033年65歳 (段階的に引上げ)	年金	2008年50% (40年) →2028年40%	基準所得月額	保健福祉部 (国民年金公団)
公務員年金	1960	18% (個人：9%、 国：9%)	10年以上 服務	2021年まで60歳、 2022年61歳～ 2033年65歳 (段階的に引上げ)	年金と一時 金のうち選 択可能	56.1% (33年加入)	全在職期間の 平均基準所得 月額	行政案全部 (公務員年金公団)
私立学校 教職員年金	1975							教育科学技術部 (私立学校教職員年金公団)
軍人年金	1963							14% (個人：7%、 国：7%)

(出所) 国民年金公団 (2019) 「国民年金統計年報 2018」、公務員年金公団 (2016) 「2015年度公務員年金統計集」、国防部 (2016) 「2015年度軍人年金統計年報」、私学年金ホームページ「2015統計年報」から筆者作成

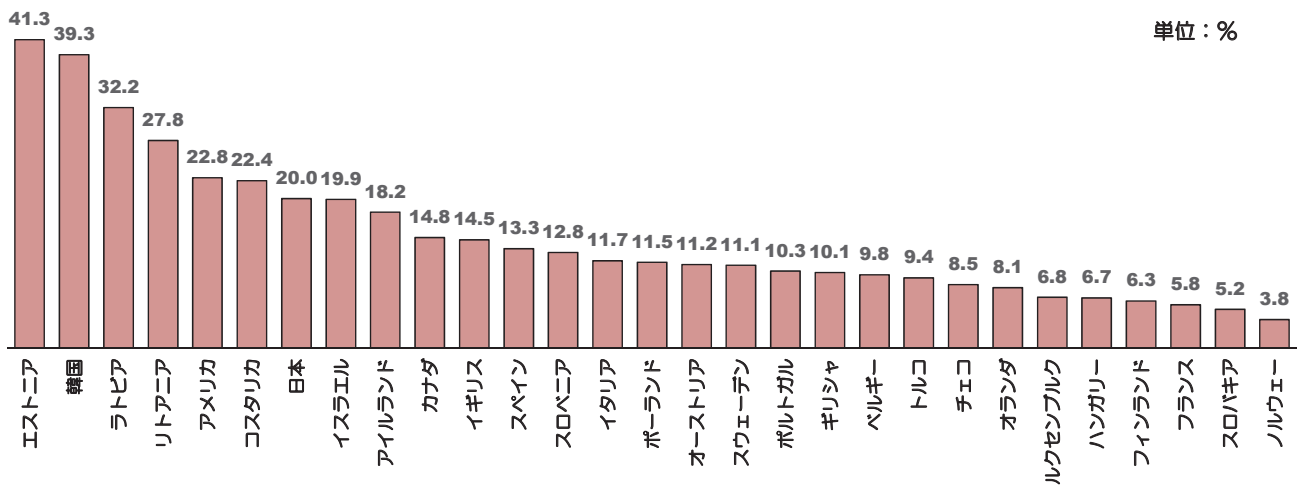


図1 OECD加盟国の66歳以上の相対的貧困率 (2021年基準)

注1) 相対的貧困率：OECDでは、等価可処分所得 (世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出) が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者として定義している。

(出所) OECD Data, Poverty rate.

表2 生まれ年と国民年金の支給開始年齢

生まれ年	～1952年	1953年～1956年	1957年～1960年	1961年～1964年	1965年～1968年	1969年～
支給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

注) 2012年までは60歳、2013年からは5年ごとに1歳ずつ引き上げ

多くの被保険者の所得代替率は政府が発表した基準を大きく下回ることになる。

また、国民年金の支給開始年齢は60歳から65歳に段階的に引き上げられることが決まっており (表2)、実際の退職年齢との間に差が発生している。韓国政府は長い間60歳定年を奨励していたものの、多くの労働者は50代半ばから後半で会社から押し出された。ようやく2013年4月30日に「雇用上の年齢差別禁止および高齢者雇用促進法改正法」 (以下、「高齢者雇用促進法」) が国会で成立したことにより、2016年からは従業員数300人以上の事業所や公的機関に、さらに2017年からは従業員数300人未満のすべての事業所や国、そして地方自治体に60歳

定年が義務化された。しかしながら、今後国民年金の支給開始年齢が65歳になると、また、所得が減少する期間が発生することになる (年金を60歳から受け取る繰上げ受給制度があるので所得の空白期間は発生しない)。

従って、今後高齢者の貧困を解決するためには、国民年金の支給開始年齢と定年を同じ年齢にし、所得が減少する期間をなくす必要がある。一方では、公的年金制度の持続可能性を高めるための対策が求められる。2003年に100兆ウォンを超えた国民年金基金の積立金は、2023年12月時点では1,035兆ウォンまで増加しており、今後さらに増加することが予想されている。しかしながら、年金を受給する高齢者が増加することにより積立金はや

が減少に転じ、2054年ごろには積立金が枯渇すると推計された。

公的年金の受給資格がないあるいは給付額が少ない高齢者が多いので韓国では多くの高齢者が自分の子どもや親戚からの仕送りなど私的な所得移転に依存して生活を維持してきた。しかしながら過去と比べて子どもの数が減り、長期間に渡る景気低迷により若年層の就職も厳しくなっており、子どもから私的な所得移転を期待することは段々難しくなっている。

2. 韓国における公的年金制度の概要

(1) 特殊職域年金

以下では一般的に特殊職域年金と言われている公務員年金、私立学校教職員年金、軍人年金、別定郵便局職員年金制度の概要について説明を行いたい。

1) 公務員年金

李承晩大統領の下1960年に最初に導入された公務員年金は、長期勤務に対する褒賞や職務に対するインセンティブ的性格が強かった。導入当時2.3%であった被保険者の保険料率は、現在は9.0%（国の負担分9.0%で合計18%）まで引き上げられた（保険料の負担割合は国と折半）。一般的に給付は被保険者の保険料や国の負担分で賄われるが、不足分が発生した場合には国あるいは地方自治体の補助金で補う。公務員年金の積立金は2001年にすでに枯渇しており、2023年には約4.5兆ウォンの赤字を記録し、2093年には赤字額が15兆ウォンに増加すると推計されている。

公務員年金は国民年金に比べて給付算定方式が異なるなど恩恵が多いという世論の指摘があり、今まで4回の改革が行われ（1995年、2000年、2009年、2015年）、その結果、年金の支給開始年齢が引き上げられた。しかしながら、公務員年金の所得代替率は56.1%（33年加入）で、国民年金の40%（40年加入）より高く、実際に2021年に給付された1ヶ月平均月給付額は、公務員年金が253.7万ウォンで、国民年金の55.0万ウォンより4.6倍も高い。さらに、1ヶ月平均保険料と1ヶ月平均給付額の差も毎年拡大しており、政府からの支援金は毎年増加している。

2) 私立学校教職員年金

私立学校教職員年金は、1975年に教員を対象に導入され、1978年には事務職員に、1984年には研究機関の教授などにも拡大・適用されることになった。保険料率は、教員と職員ともに18.0%であるが、教員の場合は、個人9.0%、法人5.294%、国3.706%の割合で、職員の場合は個人9.0%、法人9.0%の割合で保険料を負担している。

私立学校教職員年金は制度の施行が遅れたので、まだ積立金は増加しているが、給付支出の増加により、積立金の増加率は毎年減少している。

3) 軍人年金

1963年公務員年金法から独立してスタートした軍人年金は、早い時期に退職し、長期間年金を受給する受給者が多いことや給付支給方式の寛大さ⁵から、すでに1973年には支出が収入を上回り、当期収支の赤字が発生するなど早い時期から財政状況が悪化した。現在は、給付額の約50%を国庫負担で賄っており、年金受給者が増加することにより、国庫負担額は毎年増加した。軍人が負担する保険料率は7%に設定されている。

4) 別定郵便局職員年金制度

別定郵便局法の改正によって1982年に別定郵便局法退職給与制度として実施された別定郵便局職員年金制度は1992年から年金制度として拡大・実施されることになった。別定郵便局年金管理団は、保険料徴収や給付支給関連業務を担当している。2022年12月現在の被保険者数は3,302人、受給者数は2,576人、保険料率は9.0%である。

(2) 国民年金制度

1) 国民年金制度の歴史

韓国は1960年代にアメリカや日本からの資金調達やそれを財源とした持続的な経済開発計画の実施によって飛躍的な経済成長を遂げた。経済成長とともに都市への人口集中と核家族化が急速に進み、今まで家族に任されていた老親の扶養などに対する国の責任が大きくなった。特に、高齢者に対する所得保障政策の重要度が認識されるなかで、1973年国民の生活向上や福祉増進を目標に「国民福祉年金法」が制定・公表され、1974年1月から国民年金制度を施行する予定であったものの、1973年に起きたオイルショックによって制度の施行は無期限延期されることになった。それ以降いくつかの議論を経て1981年の下半期からの国民年金の導入が計画されたものの、1979年10月の朴正熙⁶大統領の暗殺事件、1980年の光州民主化運動が続いて起きることによって、公的年金制度の導入は暫くの間、皆の記憶から消えてしまった。

公的年金の導入に対して再び政府が動き始めたのは1984年ごろである。1980年代に入って公的年金導入に対する議論が再び始まったのは、出生率や死亡率の低下により高齢化が急速に進展し始めたからである。政府は1984年8月に「国民福祉年金実施準備委員会」を立ち上げ、1986年6月には「国民年金実施準備のための関連者会議」を開き国民年金制度の導入を具体的に議論し始めた。その後も国民年金の導入に対して財政的な問題など

⁵ 2013年7月から年金給付の算定基準を退職直前の3年間の平均報酬月額から全在職期間の平均基準所得月額に変更した。

⁶ 韓国の第5～9代大統領。

を理由に反対の動きがあったものの、公的年金の導入を主張する研究者などの努力によって1986年8月11日、当時の全斗煥⁷大統領は「全国民を対象とする医療保険制度の実施」、「最低賃金の導入」とともに「国民年金の導入」を発表することになり、ついに1988年から国民年金制度が施行された。

導入当時には10人以上の事業所の正規労働者を対象として施行された国民年金制度は、それ以降、加入範囲を拡大し1992年には5人以上の事業所へ、1995年には農漁民および農漁村地域自営業者へ、1999年4月には都市地域自営業者へ、2003年7月には5人未満の事業所の雇用者に拡大・適用することになった(表3)。

年金の基本構造は報酬比例年金のみの1階建てで、財政方式は賦課方式により運営されている。保険料率は、制度への加入を促進するために1988年から5年間3%に抑制されていたものの、1993年には6%に、1998年には9%まで引き上げられた。保険料は使用者と労働者、そして、退職金から拠出された。例えば、1996年の保険料率6%は使用者と労働者がそれぞれ2%ずつ負担し、退職金

から2%が支出される仕組みであった。その後1999年に退職金からの保険料を拠出する仕組みが廃止され、1999年4月以降の保険料拠出は労使が折半する形で変更された。

一方、地域居住者の場合には保険料の負担による年金制度への未加入を回避する目的で保険料の引き上げ時期を雇用者より延ばして適用した。たとえば、農漁村地域の場合は2000年から6%に、都市地域の場合は、2000年7月に4%に引き上げた後、1年に1ポイントずつ引き上げ2005年7月からは9%の保険料率を適用している。韓国政府は、国民年金制度が農漁村地域に拡大・施行された1995年から農漁業に従事している被保険者の経済的負担を緩和する目的で年金保険料を国庫で補助する制度を導入し、現在まで実施している(保険料を納付する月のみ支援、農漁業による所得より他の所得が多い時には支給を中止、保険料の月額が9万ウォン以上の場合1ヶ月4.5万ウォンを支援、保険料の月額が9万ウォン未満の場合は1ヶ月保険料の半分を支援)。

2) 国民年金制度の現況

国民年金の被保険者数は、2023年現在2,238万人まで増加した(図2)。このうち、事業所被保険者数は1,481万人で全被保険者の66.2%を、地域被保険者数は671万人で33.8%を占めている。

老齢年金の受給者は2003年の82万人から2023年には554万人まで増加した。男女別の割合は、2023年12月時点で男性が61.7%で女性の38.3%を大きく上回った。老齢年金の受給者の男性割合が高い理由としては、韓国では日本のように「第3号被保険者制度」が実施されていないことが挙げられる(図3)。

2003年には今後さらに進むことが予想される少子高齢化や労働力人口の減少による年金財政の悪化に対応するために保険料率の引き上げが提案された。すなわち、9%に固定されている保険料率を2010年から5年ごとに1.3ポイントずつ引き上げ、2030年以降は15.9%を維持するというのがその主な内容である。しかしながら政権交代によるビジネスフレンドリー政策や景気低迷などが原因で保険料の引き上げは無期限延期された。

導入当時70%であった所得代替率⁸は、1998年の年金改正によって1999年から60%に引き下げられた。さらに韓国政府は年金財政枯渇の懸念などを理由に2008年からは所得代替率を50%に調整してから、毎年0.5ポイントずつ引き上げ2028年までには40%までに引き下げることを決めた(図4)。しかしながら、このような所得代替率はあくまでも定まった期間の間(40年)、保険料を納め続けた被保険者を基準として設計されており、実際多くの被保険者の所得代替率はそれほど高くないの

表3 国民年金制度の沿革

1960.01.01	公務員年金の導入
1963.01.01	軍人年金の導入
1973.12.24	国民福祉年金法制定
1975.01.01	私立学校教職員年金の導入
1986.12.31	国民年金法公布(旧法廃止)
1987.09.18	国民年金管理公団設立
1988.01.01	常用労働者10人以上の事業所に対して国民年金制度を実施
1992.01.01	常用労働者5~9人の事業所に対して適用拡大
1993.01.01	年金保険料率の引き上げ(6%)、特例老齢年金の支給開始
1995.07.01	農漁村地域に国民年金制度の適用範囲を拡大
1998.01.01	年金保険料率の引き上げ(9%)
1999.04.01	都市地域居住者などに対して適用範囲を拡大
2003.07.01	常用労働者1人以上の事業所まで適用範囲を拡大
2008.01.01	完全老齢年金(加入期間20年)の支給を開始
2008.07.01	基礎老齢年金制度の実施
2009.08.07	国民年金と4つの職域年金の連携事業を開始
2011.01.01	社会保険の徴収統合により、徴収業務を移管
2011.04.01	障害者福祉法上の障害等級の審査開始
2014.07.01	基礎老齢年金制度を基礎年金制度に改正して施行
2016.08.01	失業クレジット制度の施行
2018.08.01	日雇い労働者の加入基準を改善(1か月20日→1か月8日)
2022.01.01	日雇い及び短時間労働者の加入対象に所得基準を追加して拡大適用
2022.07.01	地域加入者(事業の休止、失業または休職中で保険料の納付ができない者)に対して年金保険料を支援

(出所) 国民年金公団(2023)「国民統計年報2022」

⁷ 韓国の第11代大統領。

⁸ 平均標準報酬に対するモデル年金額の割合である。

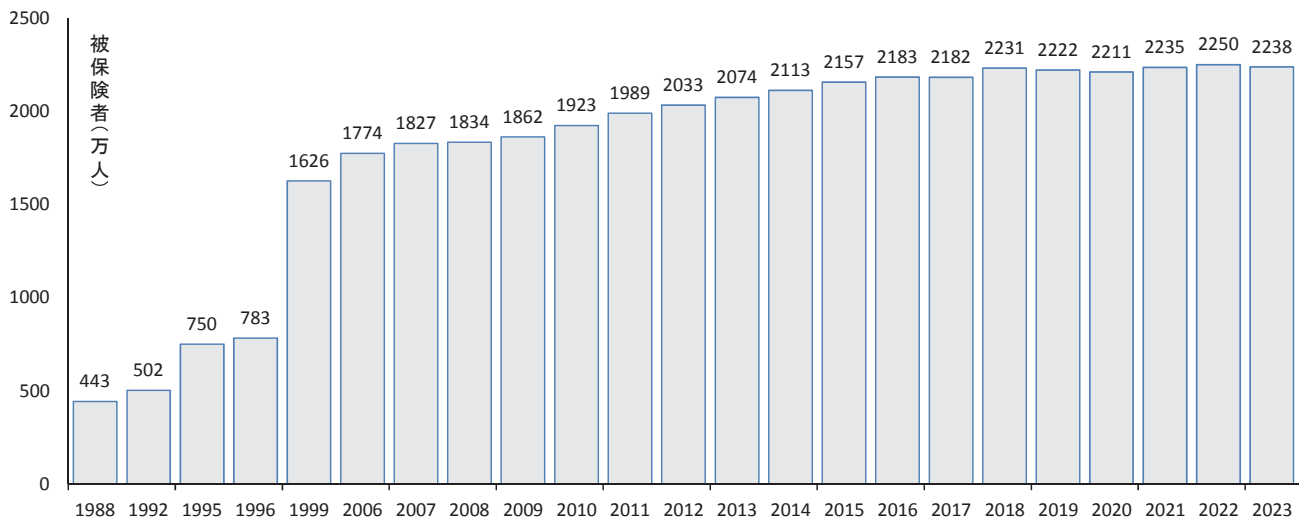


図2 被保険者数などの推移

(出所) 国民年金公団(2024)『2023年12月基準国民年金統計』から筆者作成

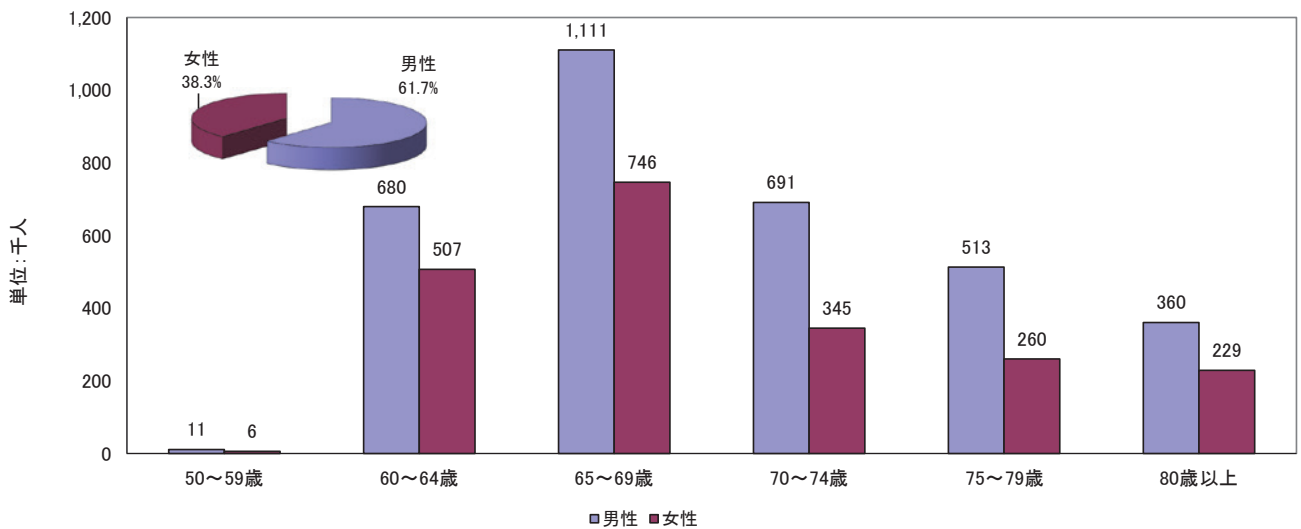


図3 国民年金の年齢階級・性別受給者数

(出所) 国民年金公団(2024)『2023年12月基準国民年金統計』から筆者作成

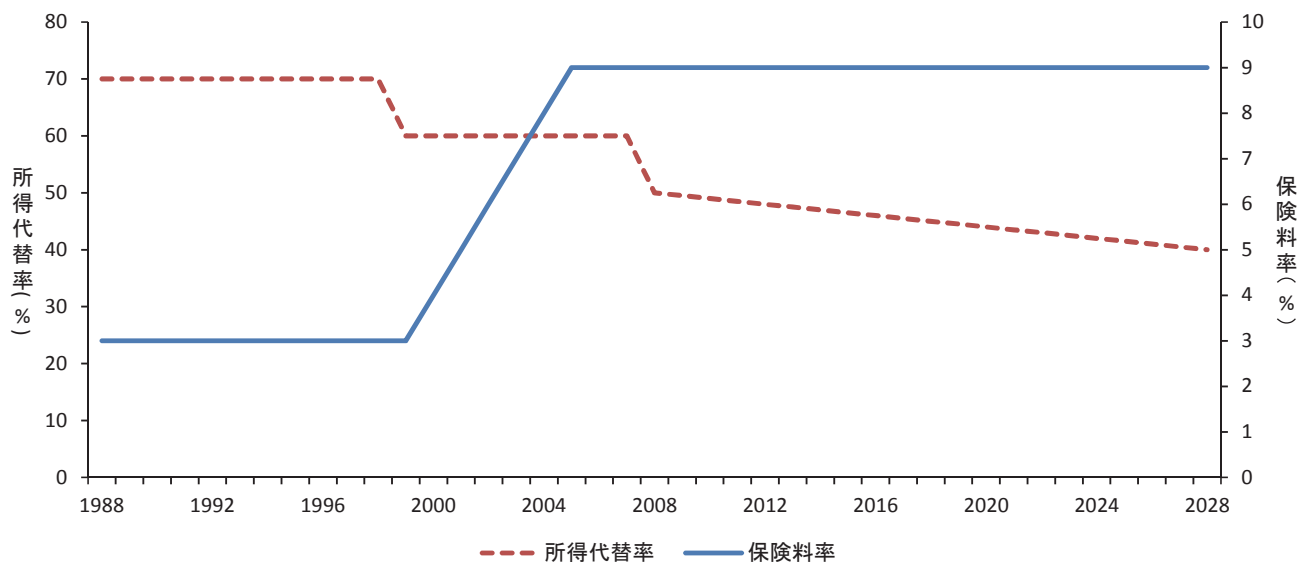


図4 国民年金の保険料率と所得代替率の推移

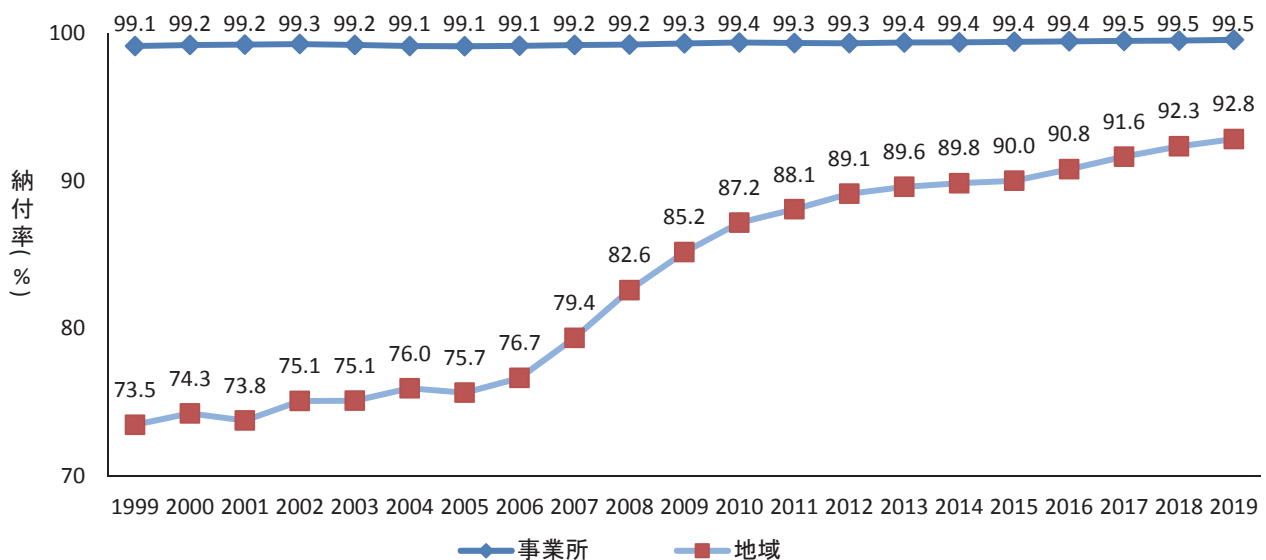


図5 職場や地域における保険料納付率の推移

注) 納付率は金額基準

(出所) 国民年金公団『国民年金統計年報』各年から作成

が現実である。

国民年金の保険料納付率は、事業所の被保険者が100%近く納付していることに比べて、地域の被保険者の納付率は事業所の被保険者のそれに及んでいない。雇用者は労使折半で保険料を負担していることに比べて、地域の被保険者は保険料全額（標準所得月額9%）を本人が負担している。図5は事業所と地域の被保険者における保険料納付率の推移を示しており、地域の被保険者の保険料納付率が継続的に上昇していることが確認できる。では、なぜ納付率は改善されたのか。その一つの理由として、未納者の多くが納付例外者などとして指定されたことが考えられる。2013年における地域の被保険者に占める納付例外者⁹の割合は53.4%で、2002年以降継続的に上昇している。また、韓国政府は自営業者などの地域の被保険者の所得を正確に把握し労働者との社会保険料および租税の不公平問題を迅速に解決する目的で社会保障審議委員会の議決によって国務調整室、福祉部、財政経済部、国税庁、企画予算委員会など関連する8つの中央部署と市民・労働団体などが参与する「自営業者所得把握委員会」を新設した。また、現金の代わりにクレジットカード等のキャッシュレス決済を奨励している。

3. 公的年金制度の主な改革¹⁰

(1) 国民年金法の2007年改正

年金制度は1997年と2007年に大きな改革が行われた。次は2007年の改革の内容である。

- ・所得代替率の引き下げ：保険料率は9%を維持する代わりに、所得代替率は40年加入時、既存の60%から2008年には50%、2009年からは毎年0.5%ずつ段階的に下げて2028年からは40%になるように変更した。これは当時の推計で2047年になると年金の積立金が枯渇することを懸念し、将来世代の負担を少しでも緩和させるための措置である。但し、改正法以前にすでに年金を受給している人には、所得代替率の引き下げは適用されず、既存の所得代替率60%がそのまま適用される。
- ・減額老齢年金の支給率の引き上げ：減額老齢年金とは、被保険者の加入期間が10年以上20年未満である場合に給付される年金のことである。韓国政府は年金制度に加入したものの、年齢が理由で継続して年金制度に加入できず、年金の受給資格（被保険者期間20年）を満たしていない人に一定金額の年金を給付し、老後生活を保障する目的でこの制度を設けた。減額老齢年金の支給額は、20年を基準として1年が足りない場合には5%が、10年が足りない場合には50%が減額され、さらに2.5%が差し引かれてから年金が支給されていた。改正法では追加的に減額される2.5%をなくすことにより、減額老齢年金の支給額が増加することに

⁹ 日本の保険料納付猶予制度に当たる。被保険者が倒産や失業により年金保険料を納めることが困難な場合、一定期間の間、保険料の納付を猶予する制度。納付猶予になった期間は年金額には反映されない。

¹⁰ 金明中 (2022)「韓国の年金制度」『年金と経済』2022.7、vol.41 No.2 から一部引用。

なった。

- ・繰り下げ年金制度の導入：在職者老齢年金の受給権者が希望する際には、年金の受給時期を繰り下げることが可能になった。年金の受給時期を繰り下げると1月当たり0.5%の年金が加算される。
- ・返還一時金の支給時期を調整：従来は国民年金の被保険者が公務員年金等他の公的年金の被保険者になった場合、その時点で返還一時金が支給されたが、改正法により60歳になってから返還一時金が支給されることになった。
- ・求職給付（日本の失業給付に相当）を受給していても老齢年金を支給：改正法以前には、雇用保険から求職給付をもらう場合、老齢年金の支給が停止されたが、改正法以後には求職年金と年金の両方が支給されることになった。
- ・出産クレジット制度の導入：2008年1月1日以降、第2子以降を出産する場合、国民年金の未加入期間を加入期間として認める出産クレジット制度を実施することを決めた。出産クレジット制度の実施により、2人以上の子どもを出産すると、未加入期間の最短12ヶ月から最長50ヶ月までが年金の加入期間として認められる（子ども2人は12ヶ月、3人は30ヶ月、4人は48ヶ月、5人は50ヶ月）。また、出産クレジット制度の適用により資格期間の充足だけでなく、保険料納付の義務も履行されることになった。出産クレジット制度に係るすべての費用は国の負担になる。
- ・軍服務クレジット制度の導入：2008年1月1日以降、入隊し兵役の義務を担当した者は、国民年金の加入期間が6ヶ月認められ、老齢年金の算定に反映されることになった。軍服務クレジット制度に係るすべての費用は国の負担になる。
- ・遺族年金受給条件の男女間差別を解消：改正法以前には妻が死亡した場合、夫は60歳以上あるいは障がい等級2級以上ではないと遺族年金を受給することができなかったが、改正法以降には男性にも年齢や障がい等級に関係なく遺族年金が支給されることになった。
- ・障がい年金の給付対象を拡大：従来は国民年金に加入している間に初診日があっても、その疾病や負傷が加入以前に発生したものとして認められる場合、障がい年金は支給されなかったが、改正法の施行以降は国民年金に加入する以前に発生した疾病でも、加入中に初診日があると、障がい年金が支給されることになった。
- ・障がい年金の給付対象を拡大：従来は遺族年金が受給できる子どもや孫は18歳未満であり、18歳に達すると、遺族年金の受給権が消滅されることにより、受給期間が短い場合には受給した給付額が死亡した被保険者が納付した保険料より少ないケースが発生すること

があった。しかし改正法では遺族年金の受給者である子どもや孫が18歳に到達して受給した遺族年金の給付額総額が死亡一時金より少ない場合にはその差額を支給するように調整した。

- ・給付の差押えを制限：支給された給付額が一定金額以下である場合には、口座に支給された給付額は差押えをすることができないように改正し、年金の受給権より保護されることになった。
- ・標準所得月額額の廃止：22万ウォンから360万ウォンまでの所得月額を45等級に区分した標準所得月額額の等級制を廃止し、実質所得を基準に年金保険料を賦課するように調整した。
- ・資格取得月の年金保険料を免除：従来は毎月末に国民年金の被保険者資格を取得しても一ヶ月分の保険料を納めることになっていたが、被保険者の経済的負担を考慮し、加入資格を取得した月の保険料は免除されることになった。
- ・農漁民に対する年金保険料の国庫支援を継続的に実施：農漁民として認められた被保険者（任意加入者を含む）の保険料の一部を国が負担する（保険料の1/2を超えない範囲で支援、2007年度の場合、最高1ヶ月23,400ウォンを支援）制度を2014年12月31日まで実施することを決めた。
- ・所得の縮小、脱税に関する資料を国税庁に通知：所得の縮小、脱税に関する資料がある場合には国税庁に通知し、国税庁がその資料に基づき税務調査を実施した場合、その結果を公団に通知するようにする規定を作成した。

(2) 基礎年金制度の実施

1) 老齢手当および敬老年金

基礎老齢年金制度を施行する以前には、高齢者に対する所得保障政策として老齢手当（1991年施行）や敬老年金（1998年施行）が実施されていた。老齢手当制度は、老後所得保障が十分ではない70歳以上の低所得高齢者の所得を保障し、老後生活の安定を伴う目的として1991年に導入され、1997年からは支給対象年齢を65歳以上に拡大した。支給金額は65歳以上の生活保護対象者の場合は1人当たり35,000ウォン、80歳以上の居宅・施設保護対象者には1人当たり50,000ウォンが支給された（1997年の65歳以上高齢者に対する受給率は9.0%）。

1998年には老齢手当に代わり、敬老年金制度が実施された。敬老年金制度は、1998年の国民皆年金の施行を迎えて年齢上の理由によって年金に加入することができなかった低所得高齢者の所得保障を目的に施行された制度である。

敬老年金制度の対象は65歳以上の高齢者のうち、生活保護制度の受給対象者や低所得者で、本人や扶養義務者の所得、世帯所得、世帯員数、財産等を考慮して選別した。

表4 敬老年金受給者数の動向

単位：人、%

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
合計	人数	623,479	574,700	565,898	583,755	585,000	618,592	618,531	619,385	612,756	654,187
	%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国民基礎生活保障制度を受給している高齢者数	人数	248,764	288,303	333,561	345,769	339,000	346,113	360,360	378,149	387,286	406,448
	%	39.9%	50.2%	58.9%	59.2%	57.9%	56.0%	58.3%	61.1%	63.2%	62.1%
国民基礎生活保障制度の受給者以外の低所得高齢者数	人数	374,715	286,397	232,337	237,986	246,000	272,479	258,171	241,236	225,470	247,739
	%	60.1%	49.8%	41.1%	40.8%	42.1%	44.0%	41.7%	38.9%	36.8%	37.9%
対高齢者割合		20.4%	18.0%	16.7%	16.4%	15.5%	15.6%	14.9%	14.2%	13.4%	13.6%

(出所) 韓国保健社会研究院 (2007) 「老後所得保障強化のための敬老年金改編方案」

給付額は以前には一人当たり月最低1万5千ウォンから最大5万ウォンの間が支給されたが、最後の年である2007年には最低支給額が月3万5千ウォンに引き上げられた。敬老年金制度の受給者数は10年間年平均60万人前後であったが、65歳以上高齢者の増加により受給率は1998年の20.4%から2007年には13.6%まで減少した(表4)。

2) 基礎老齢年金

韓国政府は上記の敬老年金制度の代わりに2008年から「基礎老齢年金」を実施した。基礎老齢年金は、国民年金や特殊職域年金などの公的年金を受給していない高齢者や受給をしていても所得額が一定水準以下の高齢者の所得を支援するための補完的な性格を持つ制度である。この制度は、65歳以上の全高齢者のうち、所得と財産が少ない70%¹¹の高齢者に定額の給付を支給する制度で、2008年1月からは70歳以上の高齢者に、2008年7月からは65歳以上の高齢者に段階的に拡大・実施した。

基礎老齢年金の給付は所得認定額によって決められた。所得認定額とは、高齢者世帯の月所得に財産の価値を年利5%で計算した金額を合算した金額である。すなわち、高齢者一人世帯の場合所得認定額が87万ウォン以下、高齢者夫婦の場合には所得認定額が139.2万ウォン以下(2014年基準)である場合に基礎老齢年金が受給できた。

※所得認定額 = 月所得評価額 + 財産価値を1ヶ月の所得に換算した金額*

* 財産価値を1ヶ月の所得に換算した金額 = |(財産 - 基礎控除額) + (金融資産 - 金融控除額) - 負債| × 所得換算率(5%) ÷ 12ヶ月

基礎老齢年金の給付額は、単身世帯である場合には1ヶ月当たり最大96,800ウォン、夫婦世帯である場合には最大154,900ウォンが支給された。基礎老齢年金の財源は、国と地方自治体が共同で負担する仕組みになっているが、地方自治体の高齢化率や財政状況により国庫補助率は40～90%の間で差等適用される。「基礎老齢年金

法」では2009年から受給者の割合が65歳以上人口の70%になることを明記しているが、実際に2009年から2012年までの平均受給者割合は67.4%(2009年68.9%、2010年67.7%、2011年67.0%、2012年65.8%)で、70%には至らなかった。

3) 基礎年金制度

2014年7月からは既存の「基礎老齢年金制度」を改正した「基礎年金制度」が実施されている。「基礎年金制度」は、朴槿恵前大統領の選挙公約の一つであり、既存の「基礎老齢年金制度」の給付額を引き上げた制度である。つまり、2013年時点で単身世帯には1ヶ月当たり最大96,800ウォン、夫婦世帯には154,900ウォンが支給されていた給付額が最低10万ウォンから最大20万ウォンまで調整された。

文在寅政権は基礎年金の最大給付額を2018年9月から月25万ウォンに引き上げた。さらに、2019年4月からは所得下位20%の高齢者の基礎年金の給付額を既存の月25万ウォンから月30万ウォンに引き上げ、2021年からは所得下位70%の高齢者にまでも最大30万ウォンの支給対象に含まれることになった。基礎年金の給付額はその後も引き上げられ、2024年現在の最大給付額は月334,810ウォン(約36,829円、1ウォン=0.11円で換算、以下同一)まで引き上げられた(物価上昇率3.6%を反映)。

(3) 公的年金連携制度の実施

韓国政府は、高齢者の年金受給権や老後の所得を保証する目的で2008年から公的年金連携制度を実施している。既存の年金制度では、被保険者が受給資格期間¹²を満たさず、転職などの理由によって既存の年金制度から脱退、移動した場合、他の年金制度に加入しても年金の受給資格期間を満たさなかったという理由で各制度から一時金だけが支給され、被保険者の年金権や所得が十分に保障されていなかった。しかしながら、公的年金連携制度の実施によって被保険者は受給資格期間を満たさな

¹¹ 2008年1月から2008年12月までには、高齢者のうち所得と財産が少ない70%の高齢者に支給。

¹² 被保険者が国民年金や特殊職域年金からの給付を受けるために必要な期間。

くても、加入していたすべての年金制度の加入期間を合算してそれが受給資格期間以上になった場合には正常の老齢年金がもらえる仕組みに変わった。

(4) 社会保険徴収業務の統合¹³

韓国では雇用保険制度が導入された1995年以降、社会保険料の徴収業務の統合作業が推進された。2009年に社会保険徴収業務と関連する6つの法律の改正作業が進み、2011年からは4大社会保険の¹⁴徴収業務を一元化し健康保険公団で運営・管理している。以下は徴収業務が統合されるまでの流れである。

- ・2008年4月22日：関係長官会議等で徴収業務だけを健康保険公団に委託する方案を決定。→国民の受容性、制度の安全性を考慮。
- ・2008年7月17日：徴収統合の推進業務を国務総理室から福祉部に移管→根拠：社会保険徴収統合推進企画団構成および運営に関する規定
- ・2008年8月11日：公的機関先進化推進課題で「公的企業先進化推進計画（第1次）」に含めて推進。
- ・2009年6月4日：社会保険発展と徴収統合のための政労使合意→福祉部長官、労働部長官、3大公団理事長、3つの労組委員長が署名。
- ・2010年1月27日：社会保険徴収統合関連法律改正完了。
- ・2011年1月1日：4大社会保険徴収業務一元化（図6）。

→4大社会保険の徴収業務を一元化し健康保険公団に委託。資格管理、賦課、給付関連業務は既存通り、各公団で実施。

4大社会保険の徴収業務の統合によって①被保険者の保険料納付の簡素化、②事業主の事務簡素化とそれによる費用の節減、③各社会保険公団の運営費節減と余剰人材の活用による社会保険サービスの改善、④徴収費用の節減という効果が発生することが期待された。では、効果はあったのだろうか。国民健康保険公団が、2012年3月に発表した「社会保険徴収業務の統合1年後の効果」では、社会保険徴収業務の統合は、告知・収納業務の効率化、事業費の節減、徴収実績の向上などに寄与していると説明している。

4大社会保険徴収業務の統合が被保険者に与えた最も大きな影響は、4大社会保険の各公団別に告知されていた保険料が1枚の紙に纏まって告知されたことであり、その結果被保険者は4大社会保険の保険料納付を1回に済ませることになった。また、保険料の納付方式も既存の告知書、自動振込、インターネットバンキング、インターネットジロ¹⁵、仮想口座、CD/ATM以外に、コンビニ支払い、モバイル決済、無請求書¹⁶、統合徴収ポータル（インターネット）が追加され、納付者にとってはより納付しやすい環境が提供されることになった。

さらに、社会保険の徴収管理対象事業所が統合以前の

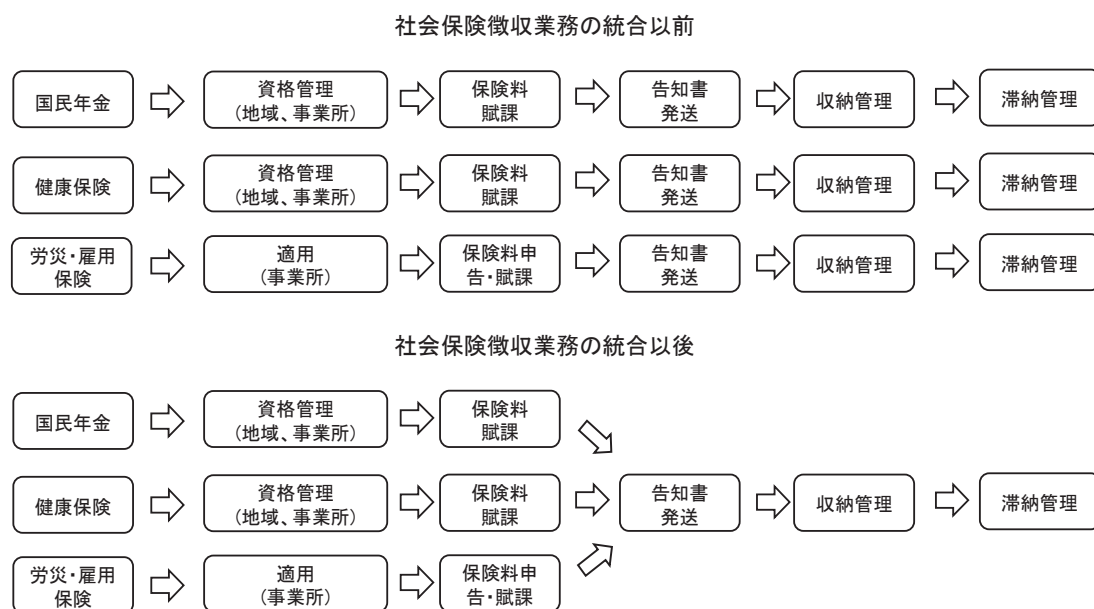


図6 社会保険徴収業務の統合前後の比較
(出所) 保健福祉部「社会保険徴収業務」ホームページ

¹³ ソル ジョンゴン（2010）「4大社会保険の徴収統合推進現況と今後の計画」『保健福祉フォーラム』を参照して作成

¹⁴ 健康保険、年金、雇用保険、労災保険

¹⁵ 請求された公共料金をインターネットサイトで納付する仕組み。

¹⁶ 請求書を持参しなくても、本人であることが確認できる住民登録証を銀行に提示し公共料金を納付する方法。

表5 2011年4大社会保険の徴収実績比較

単位：％、％p、億ウォン

区分	2011年 徴収率	比較分析							
		目標 徴収率	増減率 (％p)	前年 徴収率	増減率 (％p)	3年平均 徴収率	増減率 (％p)	5年平均 徴収率	増減率 (％p)
			徴収額		徴収額		徴収額		徴収額
合計	97.3	96.9	0.4 ↑ 3,164	97.1	0.2 ↑ 1,229	96.8	0.5 ↑ 3,340	96.5	0.8 ↑ 5,817
健康保険	99.2	98.4	0.6 ↑ 2,761	99.1	0.1 ↑ 456	98.6	0.6 ↑ 2,102	98.2	1.0 ↑ 3,419
国民年金	94.8	94.7	0.1 ↑ 155	94.6	0.2 ↑ 440	94.7	0.1 ↑ 156	94.5	0.3 ↑ 727
雇用保険	98.9	98.6	0.3 ↑ 119	98.5	0.4 ↑ 164	97.9	1.0 ↑ 436	97.3	1.6 ↑ 707
労災保険	97.9	97.6	0.3 ↑ 129	97.5	0.4 ↑ 169	96.3	1.6 ↑ 646	95.5	2.4 ↑ 964

(出所) 国民健康保険公団(2012)「4大社会保険徴収統合1年」

322万ヶ所から142万ヶ所に減ったことは、保険料の滞納事業所をより効率的に管理することになったと言えるだろう。このような努力の結果であるだろうか。保険料の納付率は社会保険の徴収業務を統合する以前の2010年の97.1%から2011年には97.3%に少し改善された(表5)。

また、不動産、自動車など健康保険公団の幅広い情報が利用できることにより、国民年金、雇用・労災保険の未納事業所に対する財産の差し押さえ件数も増加することになった。徴収を担当するステップは統合以前の3,062人から2,541人に521人が減り、人件費286億ウォンが節減することになり、請求費用も年間122億ウォンが減少した。

(5) ドゥルヌリ事業の実施(2012年7月)

韓国政府は従業員数10人未満の小規模事業所に国民年金と雇用保険の保険料の一部を支援する事業である「ドゥルヌリ事業」を2012年7月から施行している。2012年7月時点で1ヶ月当たりの平均賃金が125万ウォン未満の労働者を雇用した事業主と労働者の保険料を最大50%まで支援したことを皮切りに対象者を年々拡大し、2015年1月には1ヶ月当たりの平均賃金が125万ウォン未満の労働者を雇用した事業主と労働者まで適用範囲を広げた。2024年からは適用対象者を従業員数10人未満の事業所で働いている労働者の内、1ヶ月の平均賃金が270万ウォン未満の新規加入勤労者と事業主、そして、6ヶ月間雇用保険と国民年金の資格取得の履歴がない新規被保険者に調整した。

(6) 失業クレジット制度(2016年8月)

2016年8月からは求職活動中の失業者が年金保険料の納付を希望する際に、本人が保険料の25%だけを納付すれば、政府が保険料の75%を支援する失業クレジット制度が施行されている(最大12ヶ月まで支援)。対象者は、国民年金の保険料を1ヶ月以上納付した履歴がある18歳

以上60歳未満の失業手当の受給者である。ただし、失業者全員が失業クレジットを申請できるわけではない。つまり、財産税課税標準の合計が6億ウォン以下、年間総合所得(事業・勤労所得を除く)が1680万ウォン以下である必要がある。金融所得、年金所得と土地、建築物、住宅などの財産が多い高所得・高額財産家は支援対象から除外される。失業クレジット制度の財源は雇用労働部の一般会計(保険料の25%分)、国民年金基金(保険料の25%分)、雇用保険基金(保険料の25%分)が均等負担する(2021年の予算額は329億ウォン)。

(7) 公務員年金改正

公務員年金改正案は2015年5月29日に国会で成立され、2016年1月1日から施行されている。改正の主な内容は次の通りである。

- ・保険料率の引上げ：既存に7%であった保険料率を段階的に引き上げ、2020年には国民年金と同様に9%に調整¹⁷。
- ・年金支給率¹⁸の引き下げ：1年に1.9%であった年金支給率を段階的に引き下げ、2035年には1.7%に調整¹⁹。
- ・年金支給率に所得再分配²⁰要素を適用：年金支給率1.7%のうち1%に対して、所得再分配要素を適用。
- ・年金の支給開始年齢を統一：任用時期によって異なっていた年金の支給開始年齢を65歳に統一。2016年～2021年退職：60歳、2022年～2023年退職：61歳、2024年～2026年退職：62歳、2027年～2029年退職：

¹⁷ 2016年8%、2017年8.25%、2019年8.75%、2020年9%

¹⁸ 退職年金、早期退職年金などを算定するために、在職期間に応じて平均所得月額に掛ける割合。

¹⁹ 2016年1.878%、2020年1.79%、2025年1.74%、2035年1.7%

63歳、2030年～2032年退職：64歳、2033年以降退職：65歳。

- ・遺族年金支給率の引き下げ：70%から60%に引き下げ
- ・年金の給付額を5年間凍結：物価スライドの適用を5年間中止
- ・分割年金制度の導入：離婚時に年金給付額の2分の1を配偶者に支給
- ・年金の受給資格期間の短縮：既存の20年から10年に短縮
- ・公務員年金法第3条第1項第1号の改正により、時間選択採用型公務員、時間選択任期制公務員、一時任期制公務員が公務員年金法の適用対象となった（2018年9月21日から）

(8) 国民年金制度改正案を提示（2018年）

韓国政府は2018年12月14日に国民年金と基礎年金（65歳以上の高齢者のうち、所得認定額が下位70%に該当する者に支給される年金）を合わせ、月100万ウォン（約10万円）前後の年金給付を保障する内容の国民年金制度改正案を提示した。韓国の保健福祉部がこの日発表した「第4次国民年金総合運営計画案」には、所得代替率（国民年金の給付水準、40～50%）と保険料率（9～13%）、そして基礎年金給付額（月額30万～40万ウォン）を調整した四つの案が提示されており、その詳細は次の通りである。

①第1案：「現行制度維持案」

第1案は、現在の保険料率（9%）と所得代替率（40%）を維持し、基礎年金を2021年に月額30万ウォンに引き上げる案である²¹。2007年に改正された国民年金法によると、2018年現在45%である所得代替率は毎年0.5%ずつ引き下げられ2028年には40%になるように設計されている。第1案が実施されると、平均所得者（1ヶ月の所得が250万ウォンである者）が国民年金に25年間加入した場合の国民年金と基礎年金を合わせた実質給付額（以下、平均所得者の1ヶ月平均給付額）は86.7万ウォンとなる。

②第2案：「基礎年金強化案」

²⁰ 所得再分配とは、公務員年金法附則第13条第2項に規定された事項で、退職前の3年間の公務員全体の基準所得月額平均額に対する本人の全期間平均基準所得月額の相対的な割合を求め、基準所得月額に適用する数値。2016年以降毎年年金支給率の1%は所得再分配し、1%を除いた年金支給率及び在職期間30年超過時点からは個人平均基準所得月額を適用。

²¹ 基礎年金の最大給付額は2018年9月から月25万ウォンに引き上げられた。2019年からは段階的に最大30万ウォンに引き上げることも決まっている。

第2案は、第1案のように現在の国民年金制度を維持しながら、65歳以上の高齢者のうち、所得認定額が下位70%に該当する者に支給される基礎年金を月額40万ウォンに引き上げる案である。基礎年金が上がると、平均所得者の1ヶ月平均給付額は101.7万ウォンとなる。但し、第2案を実施するためには韓国政府の財政負担が大きい。韓国政府は、基礎年金を月額40万ウォンに引き上げた場合、2022年だけで20.9兆ウォンが、さらに2026年には28.6兆ウォンの関連予算が必要であると推計している。

③第3案：「老後所得保障強化案①」

第3案は保険料率を引き上げて、所得代替率を高める案である。つまり、第3案では、現在9%である保険料率を2021年から5年ごとに1ポイントずつ引き上げ、2031年には12%とすることにより、所得代替率を45%に高めることを提案している。第3案が実施されると平均所得者の1ヶ月平均給付額は91.9万ウォンとなる。

④第4案：「老後所得保障強化案②」

第4案も第3案と同じく、保険料率を引き上げて、所得代替率を高める案である。第4案では、現在9%である保険料率を2021年から5年ごとに1ポイントずつ引き上げ、2036年には13%にし、所得代替率を50%に高めることを提案している。その場合、平均所得者の1ヶ月平均給付額は97.1万ウォンとなる。

国民年金の積立金が底をつく年は、四つの改正案を適用した場合、第1案と第2案が2057年、第3案が2063年、第4案が2062年と試算された（表6）。

また、2018年12月24日には「第4次国民年金総合運営計画案（以下、計画案）」が国務会議²²で審議・発表された。計画案では、上記で説明した四つの改正案以外にも年金制度の信頼性向上に向けての改善案が発表された。その主な内容は次の通りである。

①国の支給保障を明示

年金制度が国民に信頼されるように、年金の給付を国が保障するという内容を明確化するように法律の改正を推進する。

②地域の低所得被保険者の保険料支援

事業中断、失職などにより保険料の納付が難しい地域の被保険者の保険料を支援する事業を推進する。

③職場の被保険者や農漁民の保険料支援対象を拡大

労働者10人未満事業所の事業主とその事業所に従事している労働者の社会保険料を最大90%まで支援する事業の労働者の所得基準を1ヶ月190万ウォンから210

²² 国務会議は、韓国政府の権限に属する重要な政策を審議する機関であり、大統領、国務総理と15人以上30人以内の国務委員で構成される。大統領が議長、国務総理が副議長を務める。

表6 国民年金制度改正案の比較

	第1案 「現行制度維持案」	第2案 「基礎年金強化案」	第3案 「老後所得保障強化案①」	第4案 「老後所得保障強化案②」
平均所得者の1か月平均給付額	86.7万ウォン（2028年）	101.7万ウォン（2028年）	91.9万ウォン（2021年）	97.1万ウォン（2021年）
所得代替率	40%（2028年までに段階的に引き下げ）	40%（2028年までに段階的に引き下げ）	45%（2021年から段階的に引き上げ）	50%（2021年から段階的に引き上げ）
保険料率	9%	9%	12%（2031年まで段階的に引き上げ）	13%（2036年まで段階的に引き上げ）
基礎年金の給付額	30万ウォン（2021年まで）	30万ウォン（2021年まで） 40万ウォン（2022年以降）	30万ウォン（2021年まで）	30万ウォン（2021年まで）
積立金が枯渇する年	2057年	2057年	2063年	2062年

注）4つの改編案は、平均所得者の1か月平均給付額（月所得250万ウォンの平均所得者が国民年金に25年加入した場合の国民年金と基礎年金を合わせた実質給付額）に基づいている。

（出所） 保健福祉部（2018）「第4次国民年金財政計算に基づいた国民年金の総合運営計画」から筆者作成。

万ウォンに拡大する（最低賃金の引き上げによる事業者の負担緩和と、労働者の雇用保障が目的）。

④国民年金出産クレジット制度の拡大

子どもが2人以上の世帯については、年金保険料を追加納付したと認める出産クレジット制度の対象を拡大する。

- ・ 現在：子どもが2人以上の世帯が年金を受給する際に、12ヶ月分の保険料を追加で納付したと認定し年金を支給。子どもが2人から1人増えるごとに18ヶ月分の保険料を追加で納付したと認定。上限は50ヶ月。
- ・ 改善案：出産及び子育てによる社会的貢献を認め、子どもが1人である場合でも6ヶ月分の保険料を追加で納付したと認定。子どもが2人の場合は12ヶ月、子どもが3人の場合は18ヶ月の保険料を追加で納付したと認定。上限は50ヶ月。

2018年の第4次国民年金総合運営計画案には、上記の改善案以外にも、遺族年金の給付水準、分割年金の給付水準、死亡一時金制度の改善などが含まれている。この改正案が実施されると、確かに、高齢者の所得水準や年金の持続可能性は現在より改善されるだろう。但し、課題は多い。まず、基礎年金の給付額を増やすことにより発生する財源をどこから確保するのかに対する議論が十分ではない。また、20年間固定されていた国民年金の保険料率を引き上げて、年金の給付水準を改善することは望ましいことであるものの、景気低迷が続く中で企業や労働者の負担を最小化しながら政策が実現できる方法に関する具体的な議論はこれからである。国民年金制度の改正案が高齢者の所得水準改善と年金の持続可能性拡大に繋がるように議論を重ねる必要がある。

(9) 最近の議論および検討の動向

1) 基準所得月額の上限額の引き上げ

2024年7月から国民年金保険料の算定基準である基準所得月額の上限額が590万ウォンから617万ウォン、下限額が37万ウォンから39万ウォンに上方修正されることになった。国民年金保険料算定の基準となる基準所得

月額は法令に基づいて毎年調整しており、国民年金被保険者全体の最近3年間の平均所得（A値）の変動率を反映して基準所得月額の上下限額も調整している。保健福祉部は2024年1月9日、国民年金審議委員会の審議を経て基準所得月額の上限度を調整し、1月23日に保健福祉部告示（「国民年金基準所得月額の下限額と上限額の告示」）改正を完了した。2024年度基準所得月額の調整により、国民年金の最高保険料は前年より2万4,300ウォン引き上げられた55万5,300ウォンとなり、最低保険料は前年より1,800ウォン引き上げられた3万5,100ウォンとなる。上・下限額の調整で一部の被保険者は保険料が引き上げられるため、年金給付額の算定の基礎となる被保険者個人の生涯平均所得月額が高くなり、年金受給時により多くの年金給付額を受け取ることになった。

2) 電子証明書発行サービスがスタート

2024年から年金・健康・雇用・労災保険の4大社会保険の電子証明書発行サービスがスタートした。被保険者と事業所それぞれの加入内容確認書、事業所の被保険者名簿の発給を希望する場合は「4大社会保険情報連携センター」ホームページ（www.4insure.or.kr）から申請することができる。

3) 国民年金制度の改革案の提示

韓国政府は2024年9月4日国民年金制度の改革案を発表した。改革案の主な内容は次の通りである。保険料率の引き上げまず、保険料率を現行の9%から13%に段階的に引き上げる案を提案した。保険料率は1988年の国民年金制度導入当時は3%だったが、1993年に6%、1998年に9%に引き上げられた後、9%が維持されている。

区分（2025年基準）	50代	40代	30代	20代
保険料の引き上げ期間（13%まで）	4年	8年	12年	16年

保険料率は、世代間の公平性を高めるため、20代から50代まで、出生年によって保険料率の引き上げ速度に差をつける案を推進する。保険料率を13%に引き上げる際、各世代別の代表年齢（2025年）を20歳、30歳、40

歳、50歳とし、残存納付期間が10年の50歳は年1%p、納付期間が20年の40歳は年0.5%p、30歳と20歳はそれぞれ年0.33%p、0.25%pずつ引き上げる方針である。

・所得代替率の調整：40%→42%

所得代替率は42%水準に上方修正する。国民年金導入当時70%であった所得代替率は、1999年に60%、2008年に50%に引き下げられた後、毎年0.5%pずつ引き下げられ、2028年まで40%に調整される予定だったが、財政安定とともに所得保障も重要であるという議論を反映して、2024年の所得代替率である42%水準を維持する計画だ。

・年金積立金の運用収益率向上：1%p+a

年金積立金の運用収益率も1%p以上向上させる。1988年の制度導入以降、2023年末までの累積収益率は5.92%に達している。昨年の第5次財政推計時に導き出された長期収益率は4.5%だったが、これを5.5%以上に引き上げる計画だ。韓国政府は年金積立金の運用収益率を1%p向上させた場合、積立金の枯渇時期を、2056年から2072年までに延長することができると見通した。

・自動安定化装置の導入

国民年金に自動安定化装置を導入する案も検討する。自動安定化装置とは、人口構造の変化、経済状況などと連動して年金額を調整する装置だ。現在は年金額に物価上昇率を反映している。今後は最近3年平均の国民年金被保険者数の増減率（保険料収入）と期待余命増減率（給与支出）などを追加的に反映して年金引き上げ額を調整する方針だ。給与支出が保険料収入より多くなる2036年に自動安定化装置を導入すると、基金が枯渇する年は2088年になる。

4. 今後の課題

2024年における韓国人の平均余命は、84.3歳（男性81.4歳、女性87.1歳）で、国民年金が導入された1988年の70.7歳（男性66.5歳、女性74.8歳）に比べると13歳以上も長生きすることになった。しかしながら、1997年のアジア通貨危機や最近の経済のグローバル化などの影響などで50歳前後に非自発的に会社を辞めることが多く、退職した者は20～25年という老後に対する公的あるいは私的な準備が必要である。1988年に導入された国民年金制度は満額の年金を受給するためには40年という加入期間が必要であり、2028年になってからはじめて、国が約束した所得代替率によって満額の給付が受けられる。だが、所得代替率は国民年金制度が導入された以降継続的に引き下げられ、満額を受給しても将来年金給付だけで健康で文化的な生活が保障されるとは言い切れない状況である。

また、公的所得保障制度が十分ではなかった時代には、子女からの経済的支援によって生活をするのが一

般的だったが、出生率が低下し核家族化が進んだ現在においては、子女からの経済的支援を期待することもなかなか難しくなったのが現実である。特に、国民年金が給付面で成熟の段階に入る2028年以前に退職を迎えるベビーブーム世代の老後所得を、国としてどのように保障し、財源を確保するかについて十分な検討が行われるべきである。年金財政の安定化のためには保険料率の引き上げは避けられない措置であり、2024年9月に発表された年金改革案が実現されると、1998年に9%になった以降、国民年金の保険料率は27年ぶりに引き上げられることになる。

また、定年と年金支給開始年齢のギャップを埋めるための対策を急ぐべきである。国民年金の支給開始年齢は60歳から65歳に段階的に引き上げられており、実際の退職年齢（定年60歳）との間に差が生じている。高齢者の所得を保障するためには国民年金の支給開始年齢と定年を同じ年齢にし、所得が減少する期間をなくす対策を取らなければならない。

公的年金制度の改革とともに労働市場の改革も大事である。多数の若者や女性、そして高齢者が労働市場で十分に活躍しておらず、彼らの多くは非正規労働などの不安定労働者として労働市場に参加しているケースが多い。彼らにとっては将来の所得保障より現在の所得保障がより大きな問題かも知れない。

現在の年金制度を持続可能な制度にするためには何より、雇用を拡大し雇用の安全性を維持させることが肝要である。今後、韓国政府がどのような雇用政策を行い、年金制度を維持して行くのか、今後の動きに注目するところである。

参考文献

- 金明中（2021）『韓国における社会政策のあり方』旬報社
- 金明中（2022）「韓国の年金制度」『年金と経済』2022.7、vol.41 No.2
- 国民年金公団（2023）「2022年国民年金統計年報」【국민연금공단（2023）「2022년 국민연금통계연보」】
- 国民健康保険公団（2012）「4大社会保険徴収統合1年」【국민건강보험공단（2012）「4대사회보험징수통합1년」】
- 国防部（2016）『2015年度軍人年金統計年報』【국방부（2016）『2015년도군인연금통계연보』】
- 公務員年金公団（2016）『2015年度公務員年金統計集』【공무원연금공단（2016）『2015년도공무원연금통계집』】
- 政府24（2024）「2023年12月基準国民年金統計」【정부24（2024）「2023년 12월 기준 국민연금통계」】
- 統計庁（2023）「2022年退職年金統計結果」【통계청（2023）「2022년 퇴직연금통계 결과」】
- 私学年金ホームページ（2016）「2015統計年報」【사학연금 홈페이지（2016）「2015통계연보」】